

2013年12月12日 全6頁

消費者裁判手続特例法、成立

いわゆる日本版クラスアクションの導入

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立した。
- これは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入するものである。
- 具体的な手続は二段階に分かれ（二段階型）、一段階目では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。
- 二段階目では、第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理することとなる（簡易確定手続）。
- なお、国会審議の過程で、政府に対し、濫訴防止や特定適格消費者団体の支援について、「速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことを求める附則を追加するなどの修正が行われている。
- 施行は、公布日から3年以内の政令指定日とされている。なお、経過措置により、施行前に締結された契約に関する請求には、適用しないこととされている。

1. 消費者裁判手続特例法（日本版クラスアクション法）の成立

2013年12月4日、第185回（臨時）国会において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」¹（以下、消費者裁判手続特例法）が成立した。な

¹ 提出時の法律案などは、消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index14.html>）に掲載されている。

お、同法は、衆議院において、一部修正が行われている（後記4参照）。

同法は、2011年8月に「消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会」が公表した「集团的消費者被害救済制度専門調査会報告書」²や、消費者庁が2011年12月に公表した「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」³、2012年8月に公表した「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」⁴などを踏まえ、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集团的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入するものである⁵。「集合訴訟（集団訴訟）制度」と呼ばれる場合もある。

消費者裁判手続特例法の法律案は、2013年4月19日に、第183回（通常）国会に提出された。同法案は、衆議院「消費者問題に関する特別委員会」に付託され、審議が行われたものの、採決には至らず、閉会中審査（継続審議）となった。参議院選挙の後、第185回（臨時）国会で、改めて審議が行われ、2013年11月1日に、衆議院本会議を全会一致で、修正議決（一部修正の上で可決）された。その後、参議院に送付され、12月4日に参議院本会議でも、全会一致で可決され、成立した。

2. クラスアクション、集合訴訟（集団訴訟）とは

クラスアクション、集合訴訟（集団訴訟）とは、一般に、「個別の被害者の権利を何らかの形で糾合して請求する訴訟手続」と説明される⁶。すなわち、費用や労力などの観点から、個別の消費者による訴訟提起が困難な案件について、同種の被害を受けた多数の消費者の損害賠償請求権を束ねることで訴訟の提起・追行を容易にしようという訴訟制度である。

もちろん、現行の裁判手続の下でも、同じ事件の複数の被害者が、共同して訴訟を起こすことは可能であり、実際にも行われている（いわゆる共同訴訟、民事訴訟法38条）。しかし、「費用面や立証において一定の負担はあり、被害が少額であったり、見通しが立たない段階では委任しにくいこと、消費者が被害自体を認識しにくいことなどから、訴訟に参加せず被害回復が得られていない消費者も多い」⁷との問題点が指摘されている。

² 内閣府のウェブサイト（<http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html>）に掲載されている。

³ 消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index10.html>）に掲載されている。

⁴ 消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index12.html>）に掲載されている。

⁵ 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）については、下記のレポート等も参照されたい。

拙稿「日本版クラス・アクションの専門調査会報告書」（2011年9月8日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/11090801law-others.html>

拙稿「日本版クラスアクションと金融商品取引法」（『大和総研調査季報』2012年新春号（Vol.5）pp.98-123）

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12040201financial.html>

拙稿「日本版クラスアクションの制度案」（2012年9月13日付レポート）

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/12091301law-others.html>

⁶ 内閣府国民生活局「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」（平成21年8月）p.16。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/torimatome.pdf>）に掲載されている。

⁷ 消費者庁企画課「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」（平成22年9月）p.6。消費者庁のウェブサイト

この点、クラスアクション、集合訴訟（集団訴訟）であれば、仕組みを工夫することで、訴訟手続への参加のハードルを下げること（例えば、消費者団体や弁護士など消費者問題に精通した者が訴訟の中核を担うことで個々の消費者の負担を軽減する、事後的な参加を可能としたり、訴訟の効力の及ぶ範囲を拡大したりすることで参加者・対象者を増加し、消費者一人あたりの費用を軽減するなど）が可能だとされている。加えて、一つの訴訟手続で、その結果を幅広く適用させることが可能となり、「紛争の一回的解決を図る」⁸ことも期待されている。

消費者裁判手続特例法による「被害回復裁判手続」も、こうした考え方を踏まえて、「多くの消費者が手続に加入できるようになる、被害回復に要する時間、費用、労力が低減される、消費者が訴訟手続を使うことをためらわなくなり、これまで回復されにくかった消費者被害を回復することができる」⁹制度を目的に整備されるものと考えられる。

3. 「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）のポイント

消費者裁判手続特例法による「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）の主なポイントをまとめると、次の通りである。

1. 原告適格

◇訴訟の原告となれるのは、「特定適格消費者団体」のみ（消費者裁判手続特例法3条1項）。
個々の消費者、弁護士などによる提訴は不可。

◇「特定適格消費者団体」は、消費者契約法に基づく「適格消費者団体」（注1）の中から、一定の要件を満たすものを内閣総理大臣が認定（有効期間は3年）する（同65条）。

◇「特定適格消費者団体」には、濫訴等の禁止、個人情報適切な管理などの規制が課される（同75条～84条など）。

2. 対象事案

◇事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次のいずれかに該当する請求（消費者裁判手続特例法3条1項）。

- ①契約上の債務の履行の請求
- ②不当利得に係る請求

<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf> に掲載されている。

⁸ 「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」（前掲注2参照）p.8。

⁹ 平成25年6月13日衆議院「消費者問題に関する特別委員会」会議録、森内閣府特命担当大臣の答弁
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaijiroku.htm。

- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

◇ただし、次の損害は対象外（同3条2項）。

- (イ)いわゆる拡大損害（消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）
- (ロ)逸失利益（目的物・役務の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害）
- (ハ)人身損害（人の生命・身体を害されたことによる損害）
- (ニ)慰謝料（精神上の苦痛を受けたことによる損害）

3. 裁判所による訴えの却下（支配性・優越性要件）

◇上記2. に該当する事案であっても、裁判所は、仮に、第一段階（共通義務確認訴訟（4. を参照））で請求を認める判決（特定適格消費者団体の勝訴）をしたとしても、第二段階（簡易確定手続（4. を参照））で予想される主張・立証の内容等を考慮すれば、個々の請求権の存否・内容を適切かつ迅速に判断することが困難となると判断するときは、（第一段階において）訴えの全部又は一部を却下できる（消費者裁判手続特例法3条4項）。

4. 訴訟手続

◇訴訟全体を次の二段階に分けて実施する「二段階型」（次頁図表参照）

【第一段階（共通義務確認訴訟）】特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（消費者裁判手続特例法3条～11条）。

【第二段階（簡易確定手続）】第一段階で事業者の共通義務が認められれば、その結果を前提として、個々の消費者からの授權を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理する（同12条～51条）。

5. 第二段階（簡易確定手続）に消費者の加入を促す仕組み

◇裁判所による官報への公告等（消費者裁判手続特例法22条）。

◇特定適格消費者団体による個別通知・公告（同25条、26条）。通知・公告費用は、特定適格消費者団体が負担。

◇特定適格消費者団体からの求めがあった場合、事業者には次の義務が課される（同27～29条）。

- (a)裁判所の公告事項の（インターネット等を通じた）公表義務
- (b)対象消費者の情報が記載された文書の開示義務（注2）

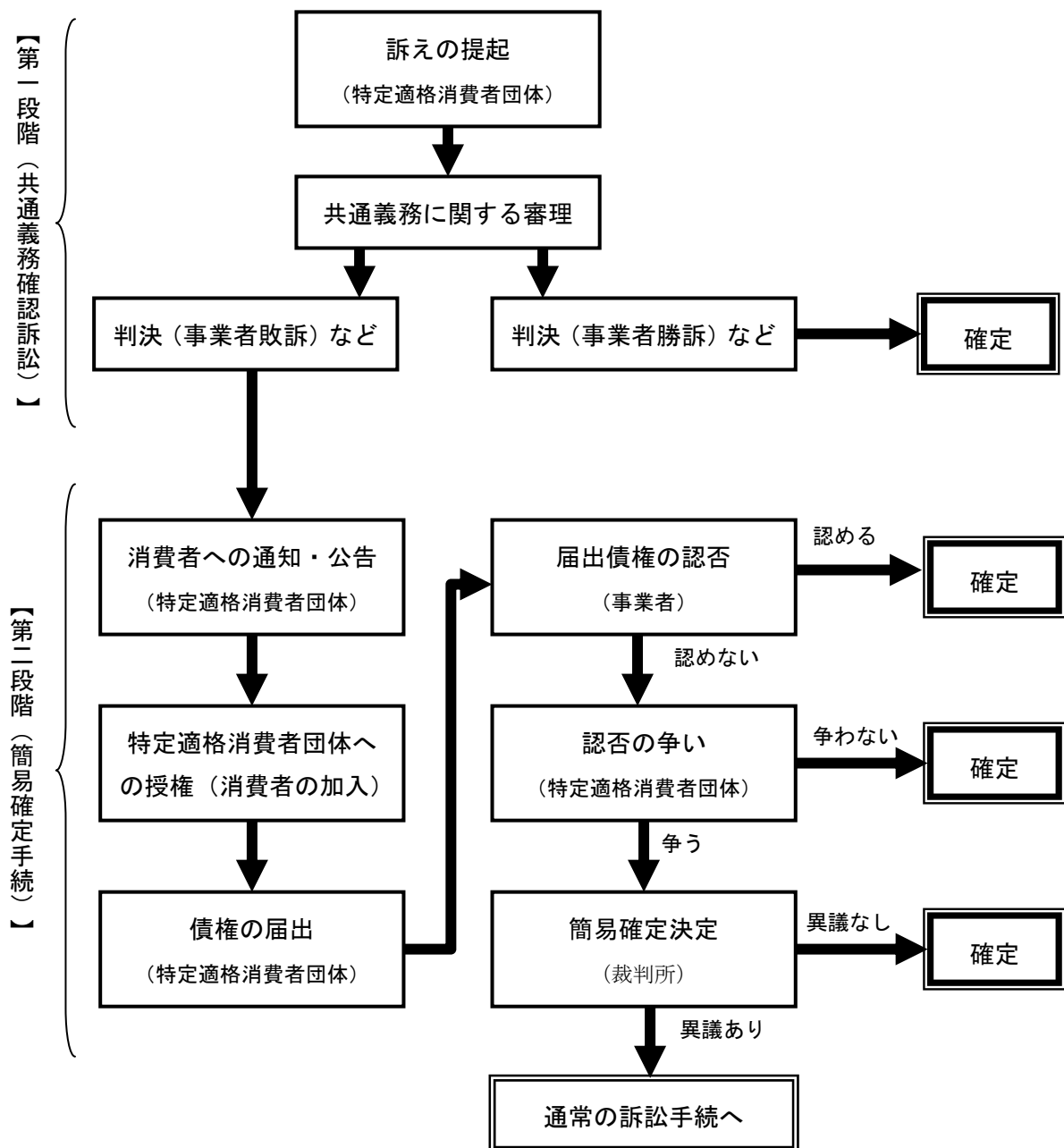
6. 特定適格消費者団体による仮差押え

◇（財産の隠匿・散逸等のおそれがある場合）特定適格消費者団体は、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てができる（消費者裁判手続特例法 56 条など）。

（注1）消費者契約法に基づき、事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使できる者としての適格性を有するとして、内閣総理大臣に認定された法人のこと（消費者契約法 2 条 4 項）。消費者庁のウェブサイトによれば、本稿執筆時点で 11 団体が認定を受けている（<http://www.caa.go.jp/planning/zenkoku.html>）。

（注2）不相当な費用又は時間を要する場合を除く。

図表 「被害回復裁判手続」（二段階型）の概要



（出所）消費者裁判手続特例法などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 国会における修正

前述のように、消費者裁判手続特例法は、国会審議の過程で、提出時の法案に、次のような内容の規定を追加・変更する修正が行われている¹⁰。いずれも附則に関わる修正である。

- ◇政府は濫訴防止（注1）のための方策について、事業者、消費者その他関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（消費者裁判手続特例法附則3条）
- ◇政府は、被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（同附則4条）
- ◇いわゆる見直し条項（注2）についての修正（同附則5条）
 - ―見直しの時期を、施行後「5年」から施行後「3年」に短縮
 - ―勘案すべき事項（消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況）、検討すべき事項（（特定適格消費者団体の）被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置、対象事案（注3）の範囲）を具体的に例示
- ◇政府は、経過措置（後記5参照）によりこの法律が適用されない請求に関し、消費者の被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続などADR手続の利用促進その他の必要な措置を講じること（同附則6条）
- ◇政府は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めること（同附則7条）

（注1）厳密には、「特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策」と規定されている。

（注2）一定期間後に、政府に対し、必要に応じた見直しを求める内容の条項。

（注3）厳密には、「共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害」と規定されている。

5. 施行日

消費者裁判手続特例法の施行日は、**公布日から3年以内の政令指定日**と定められている（消費者裁判手続特例法附則1条）。

なお、施行前に締結された消費者契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償請求の場合は、施行前に行われた加害行為に係る請求）については、「被害回復裁判手続」（日本版クラスアクション）の適用対象とはならないとされている（同附則2条）。

¹⁰ 内容は、参議院のウェブサイト掲載の「第183回国会閣第60号に対する修正案」に基づいている。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/185/pdf/h031830601850010.pdf>